

## 『ファミリー・サポート・センター 利用の手引き』

ファミリー・サポート・センター（以下「センター」といいます）とは、市民が安心して子どもを産み育てることができるように、子育ての応援や仕事と子育てを両立し安心して働くことができる環境づくりをめざして、子育ての援助を受ける者（依頼会員）と子育ての援助を行う者（援助会員）が、お互いに助けたり助けられたりして子育ての相互活動を行う会員組織です。

### 会員の条件

檀原市に在住の方で下記の要件を満たす方であれば、性別にかかわらずどなたでも会員になれます。

- <依頼会員> 原則として、1歳から小学生の乳幼児及び児童をお持ちの方。
- <援助会員> 20歳以上の心身ともに健康で、原則として自宅で子どもを預かることができる方。（経験は問いません。）  
乳幼児及び児童の保育に熱意をお持ちの方で、社会参加をしてみたいと思っている方。
- <両方会員> 依頼会員・援助会員の両方を兼ねることができます。

- ・援助会員、両方会員は、講習会1（子どもの発達と病気等）、講習会2（普通救命講習）を受講いただきます。
- ・講習会1については、説明会の後実施します。（他の機関で同等の研修を修了したと認められた場合や、保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師資格をお持ちの方は受講を免除することができます。）
- ・講習会2については、別途消防署で実施する「普通救命講習」を受講してください。講習開催日時については、登録時にご案内します。（すでに普通救命講習または上級の講習を修了している方は、修了証の写しを提出してください。ただし、修了後3年以上経過している場合は再受講をお勧めすることがあります。）

## 援助できる内容

センターで行う援助は、あくまでも補助的なものです。突発的なことや、短時間の援助が必要になったときに、利用してください。

具体的な援助活動の内容（例）

1. 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
2. 保育施設の保育終了後、子どもを預かること
3. 保育施設までの送迎を行うこと
4. 放課後児童クラブの終了後、子どもを預かること
5. 学校の放課後、子どもを預かること
6. 終日子どもを預かること
7. その他、会員の仕事と子育ての両立や安心して子育てするために必要な援助

注1) 子どもを預かる場合は、原則として援助会員の居宅において援助を行います。但し、援助会員及び依頼会員の双方合意の上、依頼会員の居宅において行うこともできます。

注2) 子どもの宿泊を伴う預かりは行いません。

## 援助が必要になった場合

1. 依頼会員は、センター事務局（こども広場 TEL47-2330）へ電話にて連絡してください。
2. センター事務局は、依頼会員に援助会員を紹介します。
3. 依頼会員は、対象の子どもを同伴し、援助会員と対面にて事前打ち合わせをしてください。その際、双方とも会員証を提示してください。  
(会員証は、登録後に郵送します。)
4. 援助活動の日時等が決定した場合は、依頼会員は、センター事務局へ電話またはFAX（47-2331）にて下記の事項を連絡してください。
  - ・ 依頼会員の会員番号
  - ・ 依頼会員名
  - ・ 援助会員名
  - ・ 援助活動の日時、場所

※センター事務局への連絡なしでの援助活動については、センター補償保険は適用されません。

5. 援助活動が終了しましたら、依頼会員は、4～5ページに定める報酬等を援助会員にお支払いください。
6. 援助会員は、報酬等の支払を受けた後、①援助活動報告書兼領収書＜依頼会員用＞、②援助活動報告書兼領収書（控）＜援助会員用＞、③援助活動報告書＜センター用＞（※3枚複写）を記入し、①に依頼会員の確認印をもらってください。
7. 援助会員は、③援助活動報告書＜センター用＞を翌月の5日までにセンターへ持参または郵送にて提出してください。

## **2回目以降に援助が必要になった場合**

以前にセンターの紹介にて援助活動を依頼した援助会員に、再度援助活動が必要な日時に活動いただけるかどうかを尋ねてください。

- ① 援助いただける場合は、援助をお願いしてください。  
その後の手続きは、2～3ページ「援助が必要になった場合」の4～7と同様です。
- ② 援助いただけない場合、その旨をセンター事務局に連絡してください。  
センター事務局は、援助のできる援助会員を紹介します。  
その後の手続きは、2～3ページ「援助が必要になった場合」の3～7と同様です。

## **共通理解・会員の心得**

1. 万が一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。（サービス提供会員傷害保険・賠償責任保険・依頼子供傷害保険）  
※保険料の個人負担はありません。  
※自家用車での援助活動は、賠償責任保険の適用外です。
2. 事前打ち合わせは必ず会員証を提示の上、対面にて行ってください。
3. センター事務局へ連絡なしに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。
4. 約束した時間は、必ず守ってください。（開始時間・終了時間）
5. お互いのプライバシーを守ってください。
6. 援助活動中に知り得た他人の秘密を漏らさないようにしてください。  
（退会後も同様）

(依頼会員)

- ・ 2 ページ「援助できる内容」以外の依頼は行わないでください。
- ・ 家事の援助はありません。
- ・ 報酬の支払いは速やかに行ってください。

(援助会員)

- ・ 援助活動中は、必ず会員証を携帯してください。
- ・ 活動する前には、「ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた援助会員の留意事項」を確認し、「安全チェックリスト」のうち子どもの年齢や活動内容に応じ必要と思われる項目に毎回チェックを記入して、安全を十分確認してください。
- ・ 活動中に事故が発生した場合には、子どもの応急処置をするとともに、保護者に連絡をしてください。そして、速やかにセンター事務局にも連絡してください。
- ・ 援助活動報告書の提出がないと補償保険の適用にはなりません。

## 報酬の基準

1. センターが定める報酬の基準は次のとおりです。

区 分		報酬額（児童1人につき）
平 日	8:00～18:00	1時間あたり 600円
	上記以外の時間	1時間あたり 700円
土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） 子どもが軽度の病気・けが等の場合		1時間あたり 800円

2. 報酬の計算について

活動を開始した時刻から、終了した時刻までが活動時間になります。

(援助会員の自宅から、依頼会員の自宅、保育施設等その他の送迎先または一時預かりを行う場所までの往復に援助会員が要した時間を含むものとします。)

【例1】援助会員が保育所に迎えに行き、その後、援助会員の自宅で預かり、依頼会員が迎えに来る場合。

- 開始時刻…保育所に迎えに行くために、援助会員が自宅を出た時間。
- 終了時刻…依頼会員が援助会員宅へ迎えに来た時間。

【例2】朝、依頼会員が援助会員宅に子どもを送ってきて、保育所開始時間後に援助会員が保育所に子どもを送り届ける場合。

○開始時刻…朝、援助会員宅で子どもを預かった時間。

○終了時刻…保育所に送り届け、援助会員が自宅に帰り着いた時間。

① 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。

1時間を超える場合は、30分までは基準額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として計算します。

② 取消料については、次のとおり依頼会員が支払ってください。

・前日までの取り消し・・・無料

・当日取り消し・・・上記基準により算出された報酬額の50%

・無断取り消し・・・全額

3. 小学生の兄弟姉妹を援助する場合は2人目以降の子どもにかかる料金は半額とします。(小学校入学までの子ども1人と小学生の兄弟の場合は半額になりません。)

4. おやつ・ミルク・食事は、原則として依頼会員が用意してください。援助会員が用意した場合は実費を徴収してもかまいません。(ただし、依頼会員が希望した場合)

5. 交通費については、公共交通機関(タクシーを含む)を利用した場合は実費とします。

## 退 会

以下の場合には退会となります。

退会される場合は、会員証を添えて退会届を提出してください。

(依頼会員・援助会員・両方会員共通)

・檀原市から転出した場合

・会則の規定に違反した場合

・センターの事業目的に反する行為を行った場合

・会員としてふさわしくない言動または行為があった場合

(依頼会員)

・依頼対象の子どもが中学生になった場合

(両方会員)

・依頼対象の子どもが中学生になった場合は、援助会員となります。

(会員証はそのまま使用)